**静岡の未来を拓く会 会則**

（名称）

第1条 この会は、静岡の未来を拓く会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、静岡市葵区北安東一丁目31番地44号に置く。

（目的）

第3条 本会は、静岡の教育に関する活動（事業）を行うことにより、静岡市の未来を拓く人材育成に資することを目的とし、2022年4月1日設立する。

（活動・事業の種類）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動（事業）を実施する。

（1） 定例会

（2） 講演会

(3) 市民フォーラム

（4） その他、目的の達成に必要な活動

（会員）

第5条 本会の会員は、この会の目的に賛同し入会した者及びこの会の活動（事業）を賛助するために入会した者とする。

（入会）

第6条 会員の入会については、特に条件を定めず、入会しようとするものは、入会申込書により、代表等に申し込むものとする。

（会費）

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

会員 1,000円 　但し当該年度の1月以降の入会については半額とする。

（退会）

第8条 会員は、退会の旨を代表に伝え任意に退会することができる。

（役員）

第9条 本会に次の役員を置く。

（１）代表 2人

（２）理事 若干名

（３）事務局員　若干名

（４）会計

（選任）

第10条 役員は例会において、会員の中から選任する。

（職務）

第11 条 代表は、本会を代表し、会務を統括する。

２ 理事は、活動（事業）を監督し会の運営について助言を行う。

３ 会計は、本会の会計を担当する。

４ 事務局員は、本会の事務のとりまとめを担当する。

附則

この会則は、2022年4月1日かから施行する。

附則

この規約の変更は、2023年4月1日から施行する。